

# 令和5年度 中山間農業・農村活性化事業概要

## 【事業種目】

(1)小規模土地改良事業	(2)生産性持続促進事業	(3)有害鳥獣対策事業	(4)農業用廃棄物処理対策事業
①暗渠排水管敷設事業 ②土層改良事業(心土破砕) ③明渠排水路等整備事業 ④地域型農業基盤改善事業	①堆肥施用事業 ②特殊肥料施用事業(ニッテンライム) ③無人ヘリコプター等散布防除事業 ④地域型農業振興事業	①エゾ鹿等簡易防護柵設置事業 ②エゾ鹿被害対策推進事業 ③エゾ鹿被害対策事業 ④狩猟免許取得事業	①農業用廃プラスチック適正処理事業

## 【事業内容】

記載の委託費の上限とは、助成の上限です。記載はその範囲内での負担割合となっております。上限を超えた部分については全額自己負担となります。実際の施工費については、施工業者にお問い合わせください。

事業種目	事業の内容	事業参加者の負担金等
暗渠排水管敷設事業	士別市内の管理する農用地を対象とし、透水性の向上を図るため、小規模な暗渠排水を実施する。実施方法としては、①全面委託と②その他(工事の全部ないし一部を直営で行う場合)による方法を選択し実施することができる。最大事業延長800m以内とする。 ※ただし、規模拡大(農業委員会を通じた賃貸・売買)した場合には、集積した年度の翌年度から起算して、5年間は助成上限を1,600m以内とする。	①全面委託の場合 委託費の6割(施工場所が急緩傾斜対象農用地については3割)とする。委託費は、基本的に協議会の定める1円当たり1,620円(回送費・税込み)を上限とする。  ②その他の場合 資材費(管材・疎水材)、機械運搬費の6割(施工場所が急緩傾斜対象農用地については3割)とする。ただし、この場合は、施工に係る出役報酬として1円当たり250円の4割(対象農用地は7割)を支給する。資材費及び運搬費は、協議会が別に定める額を上限とする。
	士別市内の管理する農用地及びその農用地と隣接し一体的に管理される農用地を対象とし、硬盤層を砕き透水性の向上を図るため、①ブルドーザーによる心土破砕を実施する。 また、取り付け道路や暗渠排水の深さ等の関係等により、ブルドーザーにより実施が困難な場合は、②クローラートラクター等(協議会委託)により実施をすることができる。	①ブルドーザーによる場合 協議会委託により実施するものに限るものとし、負担金は、委託費の6割(施工場所が急緩傾斜対象農用地については3割)とする。委託費は、協議会の定める1時間当たり15,000円(回送料込)を上限とする。  ②クローラートラクター等による場合 協議会委託により実施するものに限るものとし、負担金は、委託費の6割(施工場所が急緩傾斜対象農用地については3割)とする。委託費は、協議会の定める10円当たり2,500円を上限とする。
小規模土地改良事業	●暗渠排水路流末の明渠排水路の底下げ 透水性の向上を図る暗渠排水路配水管敷設事業実施に伴い、落ち口の排水路の落差が無いものを対象に土水路の底下げを実施する。実施方法としては、①全面委託と②その他(工事の全部ないし一部を直営で行う場合)による方法を選択し実施することができる。 (最大事業延長273m以内)	①全面委託の場合 委託費の6割(施工場所が急緩傾斜対象農用地に係わるものは3割)とする。委託費は、基本的に協議会の定める1円当たり800円(回送費・税込み)を上限とする。  ②その他の場合 機械運搬費の6割(施工場所が急緩傾斜対象農用地に係わるものは3割)とする。この場合は、施工に係る出役報酬として1円当たり200円の4割(対象農用地は7割)を支給する。ただし、新設の場合は、1円当たり400円の4割(対象農用地は7割)を支給する。運搬費は、協議会が別に定める額を上限とする。
	●暗渠排水路流末処理のための暗渠(連絡渠)工 透水性の向上を図る暗渠排水路配水管敷設事業実施に伴い、落ち口の排水路が隣接していない場合を対象に連絡渠の新設を実施する。実施方法としては、①全面委託と②その他(工事の全部ないし一部を直営で行う場合)による方法を選択し実施することができる。 (最大事業延長273m以内)	①全面委託の場合 委託費の6割(施工場所が急緩傾斜対象農用地に係わるものは3割)とする。ただし、道路横断等に係わる路盤・舗装の復旧費用は除くものとする。  ②その他の場合 資材費及び機械運搬費の6割(施工場所が急緩傾斜対象農用地に係わるものは3割)とする。この場合は、施工に係る出役報酬として1円当たり250円の4割(対象農用地は7割)を支給する。資材費及び運搬費は、協議会が別に定める額を上限とする。
	●自己所有地内に新規で設ける場合の明渠排水 表面水の除去及び透水性の向上を図り、暗渠排水と同等以上の効果が期待できるものを対象に自己所有地内に新設土水路(排水)を実施する。実施方法としては、①全面委託と②その他(工事の全部ないし一部を直営で行う場合)による方法を選択し実施することができる。	①全面委託の場合 委託費の6割(施工場所が急緩傾斜対象農用地については3割)とする。委託費は、基本的に協議会の定める1円当たり500円(回送費・税込み)を上限とする。  ②その他の場合 機械運搬費の6割(施工場所が急緩傾斜対象農用地については3割)とする。この場合は、施工に係る出役報酬として1円当たり245円の4割(対象農用地は7割)を支給する。運搬費は、協議会が別に定める額を上限とする。
地域型農業基盤改善事業	地区全体の合意の下で、健全な農業生産活動を維持するために必要な農地、用排水路等の改善に資する事業を実施する。直営施工を基本とする。	資材費、機械費、機械運搬費の3割とし、その内の1割以上を地区の負担とする。 予算限度額は協議会が別に定めた額とする。

事業種目		事業の内容	事業参加者の負担金等
生産性持続促進事業	堆肥施用事業	地力の向上を図るため、堆肥の積極的な活用を促進する。協議会委託により実施することができる。 (最大事業量1,000ト)	①協議会委託の場合 完熟堆肥についての負担金は、運搬費の4割とする。 未熟堆肥についての負担金は、運搬費の3割とする。
	特殊肥料施用事業 (ニッテンライム)	士別市内の農用地及びその農用地と隣接し一体的に管理される農用地を対象とし、『土づくり』の一環として、地元で生産される石灰主体の特殊肥料を活用し、土壌pHの改善に取り組む。	負担金は、品代及び運搬費の一部の900円(税別)とする。
	無人ヘリコプター等散布防除事業	士別市内の農用地及びその農用地と隣接し一体的に管理される農用地を対象とし、農業者の高齢化に配慮した時間の短縮や労働力の軽減のため、作業委託の軽減を図る。①全作物対象とする。②防除回数の制限は行わない。	委託費のうち、散布に係る費用の6割(散布場所が急緩傾斜対象農用地については3割)とする。ただし、助成額は協議会が別に定めた額を限度とする。
	地域型農業振興事業	地区全体の合意の下で、地域課題に対応する特色ある事業を実施する。	事業内容の審議については、6地区代表者会議で行う。 総事業費(運営的経費は対象外)の1割を地区負担とする。 助成額は、予算の範囲内とする。
有害鳥獣対策事業	エゾ鹿等簡易防護柵設置事業	近年多発するエゾ鹿等の食害を防止するため、電牧柵の設置事業を実施する。実施は直営施工とし、地区による実施方針に基づくものであり、隣接する農地との共同取組を原則とする。	電牧柵資材費の4割とする。 資材費は、協議会が別に定めた額を上限とする。
	エゾ鹿被害対策推進事業 (駆除期間中のパトロール)	近年多発するエゾ鹿等の食害を防止するため、電牧柵の設置事業を実施する。実施は直営施工とし、地区による実施方針に基づくものであり、隣接する農地との共同取組を原則とする。	予算限度額は協議会が別に定めた額とする。
	エゾ鹿被害対策事業 (狩猟期間中の駆除処理)	近年多発するエゾ鹿の食害を防止するため、駆除期間中、農業者から駆除依頼を受けた際に士別猟友会の巡回パトロールを実施する。	予算限度額は協議会が別に定めた額とする。
	狩猟免許取得事業	近年多発するエゾ鹿の食害を防止するため、狩猟免許取得者に対し、取得に係る費用の一部を助成する。	銃猟免許の取得者には37,000円、わな猟免許の取得者には19,000円、銃猟及びわな猟免許の同時取得者には43,000円を支給する。
処理用廃棄物	農業用廃プラスチック適正処理事業	農業用廃プラスチック処理について、運搬費の一部を助成する。	運搬費の一部及び処理費用を負担する。 予算限度額については、協議会が別に定めた額とする。